

概要版

あま市

# 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

あま市

# 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、65歳以上人口は3,624万人、総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は29.0%で過去最高となっています。今後、ますます高齢化が進展していくことが見込まれる中で、支援が必要な人はますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会の担い手）の減少といった問題が顕著化することが予想されます。

本計画は、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、地域包括ケアシステムの深化・推進等に向けた取組を中長期的な視点に立って進めていくためのものになります。さらに、こうした取組を進めていくために、高齢者自身にも支えられるだけでなく、支える側としての役割が期待されています。

これまでの取組を継承・発展させつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進と、高齢者を含む本市に住む全ての人々の主体的な取組の下で、ともに豊かにいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、『第9期あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定します。

# 2 計画策定の位置づけと期間

## (1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく『市町村老人福祉計画』及び介護保険法第117条の規定に基づく『市町村介護保険事業計画』を一体的に策定するものです。

## (2) 関連諸計画との関係

本計画は、『あま市総合計画』と『あま市地域福祉計画』を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、本市の子ども・子育て支援事業計画をはじめ、障がい者計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、健康づくり計画等の関連計画との整合性を図るものとします。

## (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度となります。

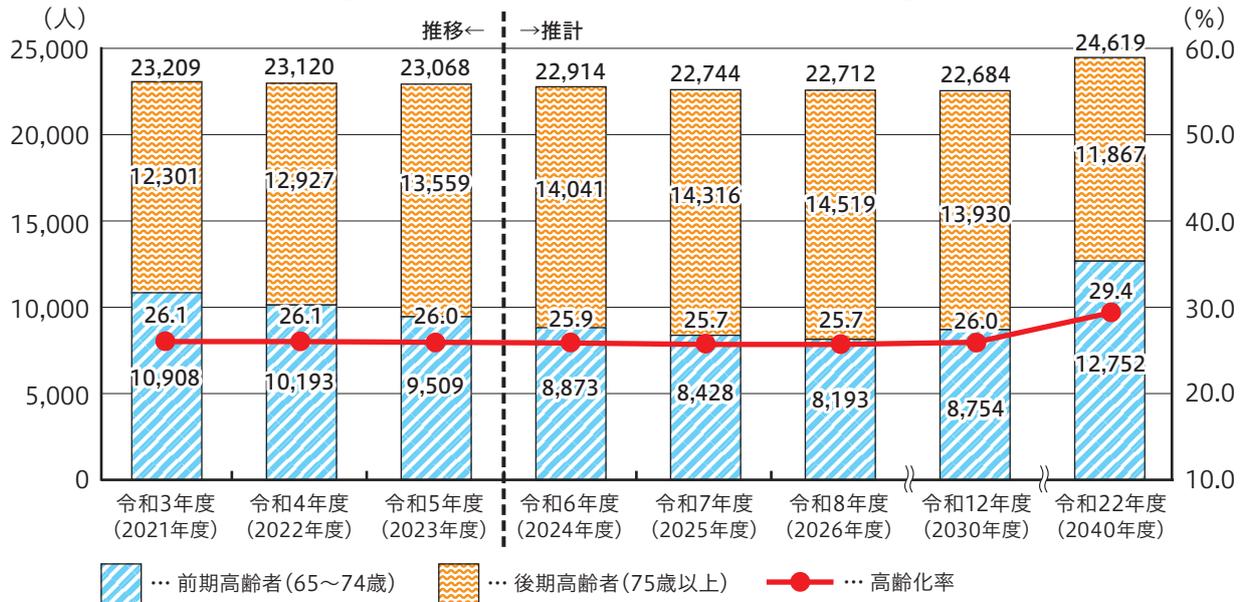
また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となる令和22（2040）年など、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、施策の展開を図ります。



# 3 高齢者の状況と将来推計

令和6年度(2024年度)以降の高齢者数については、令和8年度(2026年度)にかけて減少を続けていきませんが、前後期高齢者別にみると前期高齢者は減少し、後期高齢者は増加すると見込まれ、計画最終年度である令和8年度(2026年度)の高齢化率は25.7%になると予想されます。また、中長期的に見ると、令和12年度(2030年度)以降、高齢者数は増加します。前後期高齢者別にみると前期高齢者数は増加し、後期高齢者数は減少していくと見込まれます。

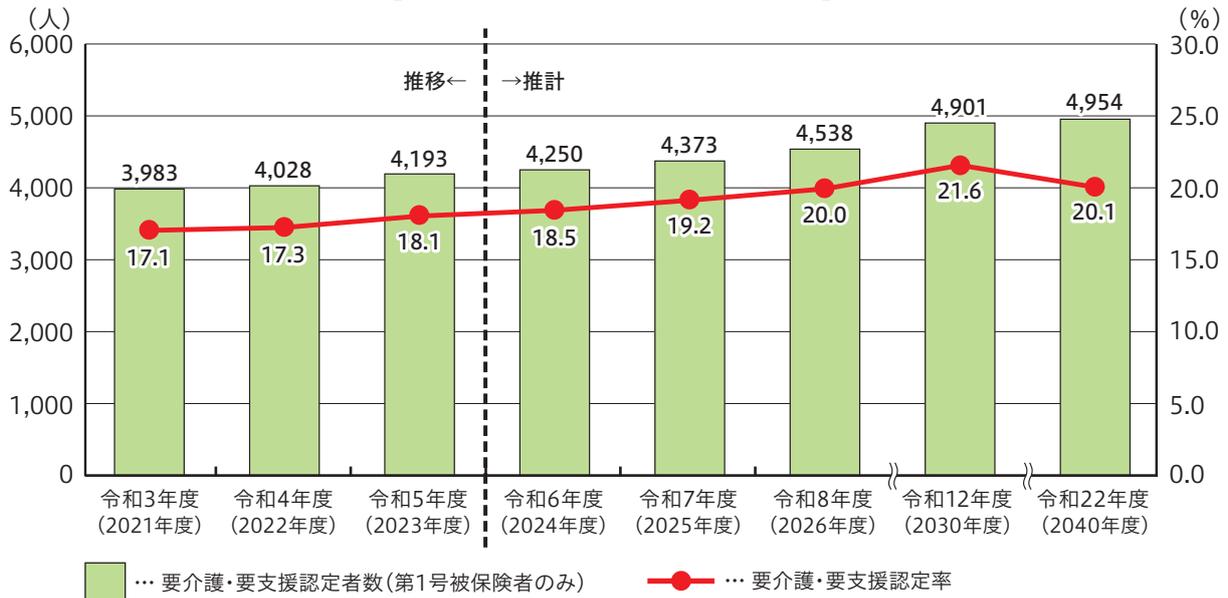
【令和6年度以降の高齢者数の将来推計】



令和3年度～令和5年度：住民基本台帳(各年度10月1日現在)  
 令和6年度以降：住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計

要介護・要支援認定者数は今後も増加を続けると見込まれ、計画最終年度である令和8年度(2026年度)では4,538人、認定率は20.0%になると予想されます。

【要介護等認定者数の将来推計】



令和3年度～令和5年度：厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(各年度9月分)  
 令和6年度以降：地域包括ケア「見える化システム」を用いて推計

# 4

## 第9期介護保険事業計画のポイント

本計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えます。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

そのため、保険者においては中長期的な視点に立ち、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備を進めることが重要となります。また、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の急激な減少が顕著となることから、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保も重要となります。

こうした背景のもとで、国は第9期介護保険事業計画策定にあたって以下の3つのポイントを示しています。

### POINT

#### 1

### 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要 等

#### ② 在宅サービスの充実

居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 等

### POINT

#### 2

### 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

#### ① 地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進 等

#### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

#### ③ 保険者機能の強化

### POINT

#### 3

### 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

# 5 基本理念

本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画」において、福祉分野については「心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち」という基本目標のもとで、「健康づくりを支えるまちをつくります」、「市民力を活用した地域共生社会を実現するまちをつくります」、「いきいきと学び続けられる環境が整ったまちをつくります」という方向性が示されています。

第9期となる本計画は、中長期的な視点に立ち、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指し、本市で暮らす全ての人々が、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現を図るための計画であることから、第8期計画の基本理念である「誰もが健やかに安心していきいきと暮らせるまちづくり」を踏襲し、本市における高齢者福祉施策の一層の充実を推進するとともに、介護保険事業の安定した運用を図ります。

誰もが健やかに安心して  
いきいきと暮らせるまちづくり



# 6

## 基本目標

本計画の基本理念を実現するにあたって、達成すべき目標を以下の6項目と定め、基本目標として各種施策を推進していきます。

### 1. 健康づくりと介護予防の推進

保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境づくり、介護予防や健康づくりの重要性の周知・啓発や、フレイル状態にならないための取組を推進するとともに、適切な医療サービスや介護予防活動等につなげることにより、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

加えて、介護予防や健康づくりの取組を地域に定着させていくために、「地域で活躍できる介護予防リーダーの養成」に取り組みます。

### 2. 認知症施策の推進強化

国の「認知症施策推進基本計画」や「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症への正しい知識や認知症予防に関する普及啓発、早期診断・早期対応のための体制づくり、家族介護者への支援など、多様な手段により認知症高齢者とその家族を支える環境づくりを進め、認知症に優しい「オレンジタウン」の実現を目指します。

### 3. 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

本計画で目指す地域包括ケアシステムの深化・推進は、高齢者だけでなく、子どもや障がい者等、本市で暮らす全ての人々が生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現につながる取組になります。

医療・介護の連携強化、地域におけるネットワークの構築等、地域共生社会の実現に向けた体制づくりに努めます。

また、地域包括支援センターが持つ役割が今後ますます重要となる一方で、業務負担の増大が懸念されることから、地域包括支援センターの機能強化を引き続き図りつつ、業務負担の軽減に取り組みます。

### 4. 安全・安心な生活のための支援

在宅での生活を継続していくための支援のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった施設を含む高齢者の住まいの把握に努めます。

高齢者の移動に関するサービスの充実が求められていることから、本市に適した移動支援を研究していきます。

また、高齢者の権利と尊厳を守るための権利擁護の推進や、防災・防犯・感染症等の対策を整備し、本市に住む全ての高齢者が安心して暮らし続けられる安全なまちづくりに努めます。

### 5. 介護保険サービスの基盤整備と充実

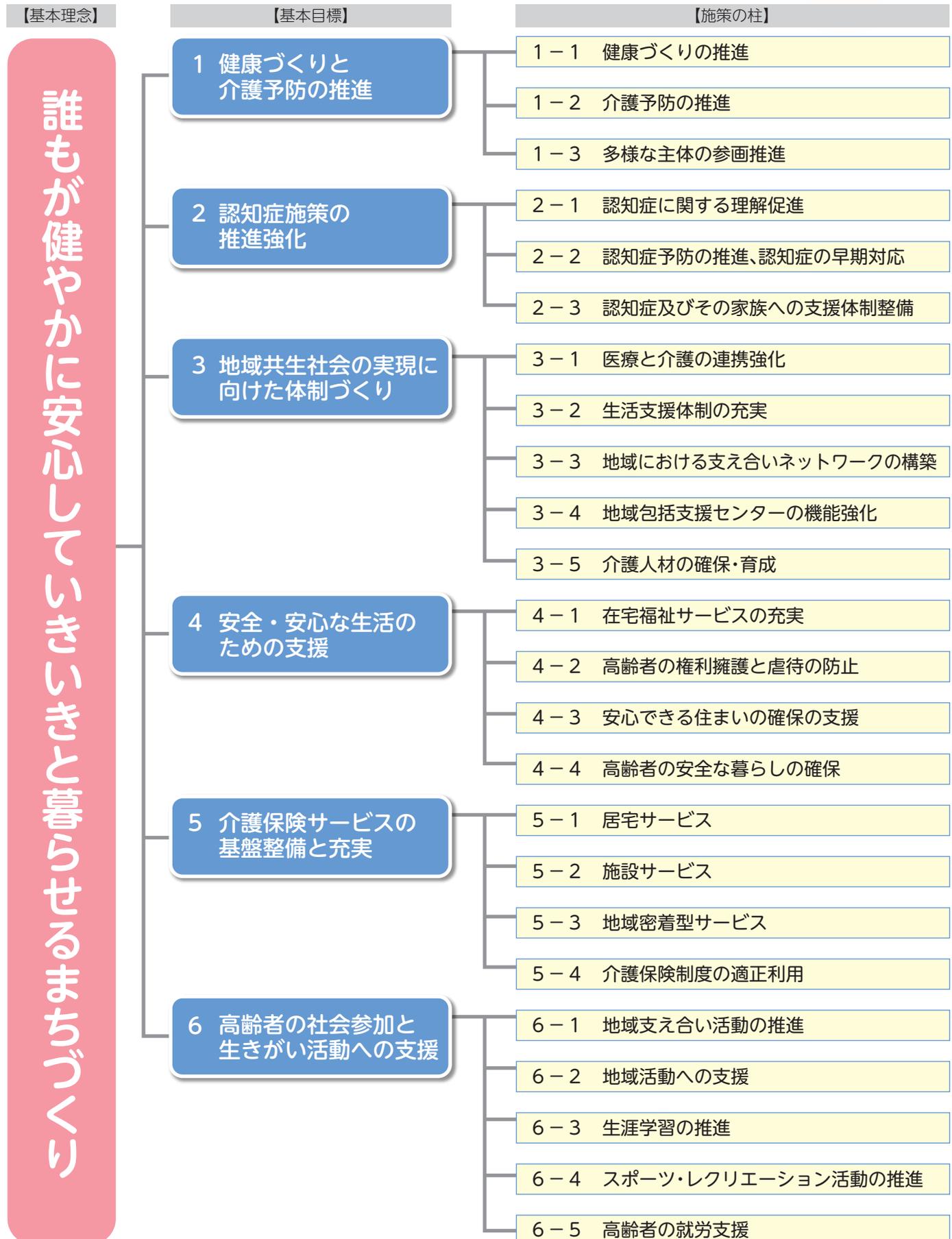
今後の介護保険サービスの需要や給付を適切に見込み、介護保険制度の適正利用と持続可能性を確保するだけでなく、介護者にかかる介護負担の軽減のための支援に取り組みます。

### 6. 高齢者の社会参加と生きがい活動への支援

高齢者が今後もいきいきと地域で生活できるように、多様な地域資源の活用や、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの様々な主体との連携を図りながら、地域活動など高齢者の生きがい活動への支援を推進します。

また、地域住民が主体的に地域活動を展開できるよう、仕組みづくりや意識づくりの強化に取り組みます。

# 7 施策体系



# 8

## 第1号被保険者保険料基準額

第9期における第1号被保険者保険料の基準額(月額)を次のように設定します。

### 【第1号被保険者保険料基準額】

第9期(令和6年度～令和8年度)  
第1号被保険者の保険料基準額(月額)

**5,650円**

# 9

## 所得段階別の保険料率

第9期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の15段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

### 【所得段階別の保険料率の設定(第9期)】

	基準額に対する割合	対象者
第1段階	0.455(※ 0.285)	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	0.650(※ 0.485)	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人
第3段階	0.690(※ 0.685)	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階	0.800	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	1.000	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階	1.200	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.300	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.500	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.700	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階	1.900	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階	2.100	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階	2.300	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階	2.400	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上850万円未満の人
第14段階	2.500	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の人
第15段階	2.600	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

※第1段階から第3段階の方には、公費による軽減措置があります。

【計画に関するお問い合わせ先】

**あま市役所 福祉部 高齢福祉課**

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地  
TEL:052-444-3141(ダイヤルイン) FAX:052-443-2571